(二)	第十九条の規定が適用される畜舎等	第十九条第二項ただし書の規定が適用される畜舎等	（略）	（略）	（略）
			平面図	（略）	（略）
				開口部及び防火設備の位置	（略）
				耐力壁及び非耐力壁の位置	
				スプリンクラー設備等消火設備の配置	
				袖壁、塀その他これらに類するものの位置及び高さ	
			二面以上の立面図	開口部の面積、位置、構造、形状及び寸法	
			耐火構造等の構造詳細図	主要構造部及び防火設備の断面の構造、材料の種別及び寸法	
			その他建築基準法第二十一条第二項の規定に適合することの確認に必要な図書	建築基準法第二十一条第二項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項	
		第十九条第三項の規定が適用される畜舎等	第十九条第三項の規定に適合することの確認に必要な図書	第十九条第三項に規定する畜舎等の部分に該当することを確認するために必要な事項	
(三)	第二十条の規定が適用される畜舎等	第二十条本文の規定が適用される畜舎等	（略）	（略）	（略）
			その他建築基準法第二十二条第一項本文の規定に適合することの確認に必要な図書	建築基準法施行令第百九条の九に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項	（略）
(四)・(五)	（略）		（略）	（略）	（略）
(六)	第二十三条の規定が適用される畜舎等		（削る）	（削る）	（略）
			（略）	（略）	（略）

(二)	第十九条の規定が適用される畜舎等	第十九条第二項ただし書の規定が適用される畜舎等	（略）	（略）	（略）
			平面図	（新設）	（略）
				耐力壁及び非耐力壁の位置	
				壁等（建築基準法第二十一条第二項第二号に規定する壁等をいう。以下この項及び別表第五の(六)の項において同じ。）の位置	
				壁等による区画の位置及び面積	
			（新設）	（新設）	
			耐火構造等の構造詳細図	主要構造部及び壁等の断面の構造、材料の種別及び寸法	
			その他建築基準法第二十一条第二項第二号の規定に適合することの確認に必要な図書	建築基準法第二十一条第二項第二号に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項	
			（新設）	（新設）	
(三)	第二十条の規定が適用される畜舎等	第二十条本文の規定が適用される畜舎等	（略）	（略）	（略）
			その他建築基準法第二十二条の規定に適合することの確認に必要な図書	建築基準法施行令第百九条の八に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項	（略）
(四)・(五)	（略）		（略）	（略）	（略）
(六)	第二十三条の規定が適用される畜舎等		二面以上の断面図	延焼のおそれのある部分	（略）
			（略）	（略）	（略）